

京都市告示第 38 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成29年4月6日

京都市長 門川 大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	栂辻水0061号	山科区栂辻東潰35番地の13地先 同町31番地の15地先	
2	大原野水0702号	西京区大原野上里南ノ町46番地地先 同町40番地の1地先	
3	板橋水0039号	伏見区丹波橋町892番地の5地先 同町893番地地先	

(一部廃止水路等)

整理番号	名 称	起 終	点 点
1	栂辻水0002号	山科区栂辻東潰35番地の4地先 同町31番地の15地先	
2	桂水0100号	西京区桂千代原町1番地の17地先 同町2番地の5地先	
3	板橋水0004号	伏見区丹波橋町892番地の5地先 同町895番地地先	

(建設局土木管理部道路明示課)